

川崎市成年後見支援センター事業実施要綱

令和3年6月24日付3川健地推第589号健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市成年後見支援センター（以下、「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業は川崎市を実施主体として、権利擁護等に関する専門知識や実績を有する適切な者に委託し実施するものとする。

(事業内容)

第4条 センターは次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- (2) 川崎市成年後見制度利用促進協議会（以下、「協議会」という。）の運営
- (3) 成年後見制度に関する広報及び普及啓発
- (4) 成年後見制度に関する人材育成
- (5) 成年後見制度に関する相談
- (6) 成年後見制度の利用に関する支援
- (7) 権利擁護相談機関の後方支援
- (8) 後見人支援
- (9) 川崎市市民後見人推進事業実施要綱に定める市民後見人推進事業
- (10) 受任調整会議の開催等による後見人候補者推薦

(実施時間等)

第5条 センターの開設は月曜から金曜までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

2 センターの開設時間は午前8時30分から午後5時までとする。

(実施拠点)

第6条 事業実施にあたり、事業を統括する常設の事務局を市内に1か所設置するものとする。

2 主に、第4条第3号及び第5号から第8号に掲げる事業を実施する拠点を各区に設置するものとする。

(利用料)

第7条 この事業の利用料は無料とする。

(協議会の実施)

第8条 協議会は、法律・福祉等の専門職や関係機関等の連携体制を強化することで、成年後見制度に関しての困難な課題や支援方針についての問題解決を図ることを目的として実施する。

(協議会の事務局)

第9条 協議会事務局は、センターに設置するものとし、川崎市あんしんセンター及び川崎市と連携し運営するものとする。

(協議会の構成員)

第10条 協議会は、次に掲げる団体により構成する。

- (1) 神奈川県弁護士会川崎支部
- (2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
- (3) 公益社団法人神奈川県社会福祉士会
- (4) 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
- (5) 東京地方税理士会
- (6) 横浜家庭裁判所川崎支部
- (7) その他(福祉・医療の専門職団体・関係機関等)

(協議会の開催頻度)

第11条 協議会は年2回程度開催するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。